

幕別町消費者被害防止

第4号 平成28年7月1日

ネットワークニュース

発行：幕別町消費者被害防止
ネットワーク事務局
(幕別町消費生活センター)
連絡先：0155-55-5800
設立：平成27年12月18日

「ほくでん」を名乗る詐欺・勧誘にご注意ください。

全道各地で4月から100件以上発生しています。

電話で「ほくでん」や「ほくでんの関係会社」を名乗り電気料金返金を装って「口座番号」や「クレジット番号」を聞き出そうとします。

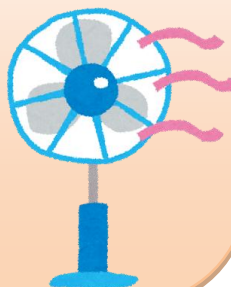
「ほくでん」や「ほくでんの関係会社」では、電気料金の返金に際して「電話」で口座番号・クレジット番号・マイナンバー等を聞くことはありません。

少しでも不審に思われた場合は、「口座番号・クレジット番号・マイナンバー」等は答えず、お近くの「ほくでん」や消費生活センターまでお問い合わせください。



お宅は大丈夫？

扇風機などの家電製品は、経年劣化で発火などが起きることがあります。普段からこまめに掃除をしましょう。不具合が発生したら使用をやめ、電源プラグを抜いて、販売店やメーカーに相談しましょう。



「古着を買い取ります」と電話があり、依頼すると、業者が訪問してきて、強引に貴金属のみを買い取るという手口が道内で発生しています。買い取ってもらうつもりがなければ、きっぱり断りましょう。



最近の相談事例

-幕別町消費生活センターから-

どうしよう!?



Question (質問)

携帯に「法的最終勧告」という件名でメールが来た。「サイトの無料期間に登録後に退会しておらず延滞損害金が発生している」というが覚えがない。「裁判に移行する前に滞納料金の支払い、解決に向けての相談に乗るので本日営業時間内に連絡するように」と書かれていたので電話をすると、「退会するには会費を払う必要がある。通常29万8千円だが、今日中に払えば特別に19万8千円にする」「支払方法はコンビニでプリペイドカードを買い、電話するように」と言われた。どうすればよいか。

Answer (回答)

非常に多い「架空請求」という詐欺の一種です。

覚えのない請求等に返信したり連絡しない

詐欺業者からのメールに返信したり、電話をかけることは自分のメールアドレスや電話番号等の個人情報を教えてしまうことにつながります。

「法的手段」など不安をあおる言葉にも冷静に!

「訴訟を起こす」「最終通告」などという不安をあおる言葉で連絡させようとはします。

「プリペイドカードで支払え」は最近の流行!!

業者がプリペイドカードや電子ギフト券を購入するよう指示する場合、詐欺業者である可能性が高く、消費者がプリペイドカードの価値をだまし取られたことに気づいても、被害回復が大変困難となります。トラブルに気づいた場合には、プリペイドカードを購入したことを証明するレシート等を手元に用意した上で、早急にプリペイドカード発行会社に連絡をしましょう。

不安に思ったりトラブルにあった場合は、すぐに消費生活センター等に相談しましょう。

見守り新鮮情報

未払い代金の債権回収をしているという業者からパソコンにメールが届いた。「滞納しているインターネット接続回線と有料サイト利用料の請求」とのことだが、利用した覚えがない。

「期日までに連絡しないと、法的手段に訴える」と書いてある。業者には連絡していないが、どうしたらよいか。

(80歳代 男性)



利用した覚えのない請求は支払わずに無視しましょう!

幕別町消費生活センター

電話番号：0155-55-5800
相談時間：午前9時～午後4時
(札内は第①③⑤水曜午後7時迄)

幕別相談室

火・木曜日
役場1階相談室
(正面玄関右手)

札内相談室

月～金曜日
札内福祉センター
(電話相談も担当)

忠類相談室

第②④水曜日
忠類コミュニティセンター

